

〈ご連絡・お問い合わせ先〉

連絡所

千種区連絡所（千種消防署内）・・・・・・ ☎ 764-0119
東 区連絡所（東 消防署内）・・・・・・ ☎ 935-0119
北 区連絡所（北 消防署内）・・・・・・ ☎ 981-0119
西 区連絡所（西 消防署内）・・・・・・ ☎ 521-0119
中村区連絡所（中村消防署内）・・・・・・ ☎ 481-0119
中 区連絡所（中 消防署内）・・・・・・ ☎ 231-0119
昭和区連絡所（昭和消防署内）・・・・・・ ☎ 841-0119
瑞穂区連絡所（瑞穂消防署内）・・・・・・ ☎ 852-0119
熱田区連絡所（熱田消防署内）・・・・・・ ☎ 671-0119
中川区連絡所（中川消防署内）・・・・・・ ☎ 363-0119
港 区連絡所（港 消防署内）・・・・・・ ☎ 661-0119
南 区連絡所（南 消防署内）・・・・・・ ☎ 825-0119
守山区連絡所（守山消防署内）・・・・・・ ☎ 791-0119
緑 区連絡所（緑 消防署内）・・・・・・ ☎ 896-0119
名東区連絡所（名東消防署内）・・・・・・ ☎ 703-0119
天白区連絡所（天白消防署内）・・・・・・ ☎ 801-0119

●上記各連絡所 受付時間：9時～17時（土・日・祝日は除く）



名古屋市民火災共済生活協同組合

名古屋市中区御器所通2-16（昭和消防署ビル6階）

☎ 0120-533-599

もしくは ☎ 052-842-5335

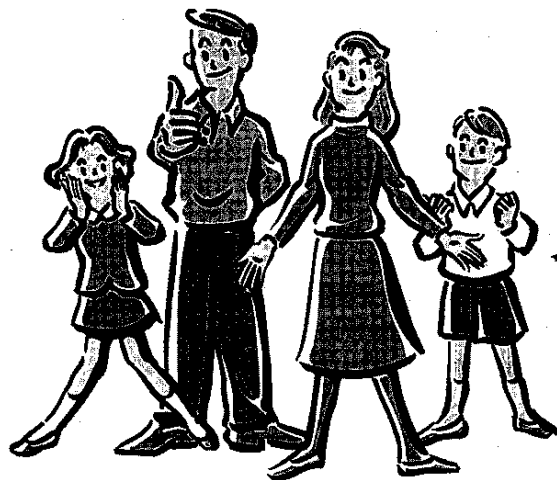
●受付時間：9時～17時（土・日・祝日は除く）

FAX 052-842-7007

<http://www.nagoya-kyosai.or.jp/>

ご契約のしおり

— 火災共済事業規約・火災共済事業実施規則 —



ご契約者の皆様へ

- この「ご契約のしおり」は火災共済について特に大切な事柄を説明したものです。
- 詳しくは、火災共済事業規約と同実施規則をご一読いただき、内容をよくご確認ください。
- この「ご契約のしおり」は、火災共済契約証（領収書）同様大切に保存くださるようお願いいたします。

☆個人情報の取扱いについて

契約の締結及び維持管理のために取得した個人情報は、当組合の火災共済事業以外の目的では使用いたしません。

(08.04)



名古屋市民火災共済生活協同組合



はじめに

名古屋市民火災共済生活協同組合は、消費生活協同組合法に基づいて昭和29年1月に設立された認可共済であり、営利を目的としない団体です。

この組合の共済事業をご利用いただくためには、組合員となる必要があります。

愛知県内にお住まいかお勤めの方で、50円出資いただければ、どなたでも組合員になれます。

ご契約に際して「消費者契約法」に基づき、特にご説明させていただく必要がある重要な事項について、この「ご契約のしおり」に要約して記載しました。もし、ご不明な点がありましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

もくじ

1. 共済の対象となる事故	P 1
2. 共済の目的（契約の対象）	P 1
3. 契約時に申告していただく内容	P 2
4. 耐火構造と木造	P 2
5. 併用住宅の専用住宅扱い契約	P 2
6. 共済金額（契約金額）の決め方	P 2
7. 共済期間	P 3
8. 契約後に通知していただきたいこと	P 3
9. 契約が無効となる場合	P 3
10. 共済掛金の払込み	P 3
11. 共済金の支払い	P 4
12. 共済金をお支払いできない主な損害	P 6
13. 他の契約がある場合	P 6
14. 第三者の行為による損害	P 6
15. 事故が起ったときの手続き	P 6
16. 共済金をお支払いした後のご契約	P 7
17. 時効	P 7
18. 自然災害見舞金	P 7
火災共済事業規約	P 8
火災共済事業実施規則	P 18

1. 共済の対象となる事故

- ・火災（消防又は避難に必要な処置を含む。）
- ・破裂又は爆発
- ・航空機の墜落
- ・自動車の飛び込み（共済契約者等による損害を除く。）
- ・水漏れ
- ・落雷
- ・盗難（強盗又は窃盗に伴うき損又は汚損）

2. 共済の目的（契約の対象）

（1）契約の対象となるもの

- ・建物…共済契約者又はその方と生計を共にする同居の親族が所有し居住する建物、又は所有して居住用に貸す建物
上記建物の付属設備（電気設備、ガス設備等）、上記建物に付属する門、塀、垣等の付属工作物や物置、納屋等の付属建物を含む。

- ・動産…共済契約者又はその方と生計を共にする同居の親族が所有する動産で、居住する建物内に収容されている動産

※動産とは…家財、商品、原材料、什器、業務用機械器具等をいいます。

（2）契約の対象とならないもの

- ①空家又は建築中の建物及びその建物内の動産
- ②非合法の建物、防火上きわめて危険と認められる建物及びその建物内の動産
- ③通貨、有価証券、印紙、切手等
- ④貴金属、宝石及び貴重品、美術品たる書画、彫刻物等
- ⑤稿本、設計書、図案、鋳型、模型、証書、帳簿等
- ⑥自動車（原動機付自転車を含む。）、農業機械
- ⑦家畜、家禽、農林水産物等

※詳しくは、9ページ規約第9、10条及び18ページ実施規則第4条をご参照下さい。



3. 契約時に申告していただく内容

契約の際、申込書の記載事項が事実と異なっている場合、契約が解除されたり共済金が支払われない場合があります。特に共済契約者の住所、氏名、共済物件の所在地、建物の用途、構造及び延べ面積等にはご注意下さい。

4. 耐火構造と木造

(1) 耐火構造

- ①建物の主要構造物のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの（鉄筋コンクリート造の住宅、マンション等）
- ②外壁のすべてがコンクリート造（ALC造を含む）、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

(2) 木造

上記（1）以外の建物

5. 併用住宅の専用住宅扱い契約

業務用火気を使用しない併用住宅で、その店舗等の占める面積が延べ面積の50%未満であれば、専用住宅として契約することができます。

なおこの場合、商品、原材料、什器、業務用機械器具等は対象となりませんのでご注意下さい。

6. 共済金額（契約金額）の決め方

共済金額は建物、動産とも、火災等を事故とする法律に基づく他の契約がない場合は万が一に備えて最高限度額いっぱいにご契約されることをお勧めします。（詳しくは、18ページ実施規則第5条をご参照下さい。）

共済金額が最高限度額の70%以上であれば、再取得価額特約が自動的に付帯されます。

再取得価額特約

火災等によって損害を被った場合、共済金額（契約金額）を限度とし、建物・動産の新しい、古いに関係なく同程度のものを再築又は再取得できる額をお支払いします。ただし、修復を加え再使用できる場合は、修復に要する額をお支払いします。

7. 共済期間

共済期間は共済契約の申し込みをした日（共済掛金の払い込みがあった日）の翌日正午から1年間です。

ただし、共済契約を継続する場合は、更新する前の契約の共済期間の満了のときから1年間となります。

8. 契約後に通知していただきたいこと

契約の内容に以下の事実が生じた場合には、すみやかにご通知下さい。ご通知がないと、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①火災等を事故とする法律に基づく他の契約を締結すること
- ②建物（動産を収容する建物）の用途や構造を変更し、又は建物を改築若しくは増築すること
- ③建物（動産を収容する建物）を30日以上空家又は無人にすること
- ④建物及び動産を他の場所に移転すること
- ⑤建物（動産を収容する建物）を解体すること
- ⑥建物及び動産が火災等以外の原因によって損害が生じたこと
- ⑦建物（動産を収容する建物）を譲渡すること

9. 契約が無効となる場合

次の場合、共済契約は無効となりますのでご注意下さい。

- ①共済契約者が他人のために共済契約を締結したとき
- ②共済契約者が契約の当時、共済の目的（建物及び動産）が既に火災等による損害を被っていた場合やその原因の発生を知っていたとき
- ③共済金額（契約金額）が当組合の規定する最高限度額を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約

10. 共済掛金の払込み

共済掛金は1年分を一括して払い込み下さい。また、ご希望により口座振替もご利用いただけます。



11. 共済金の支払い

(1) 火災等共済金

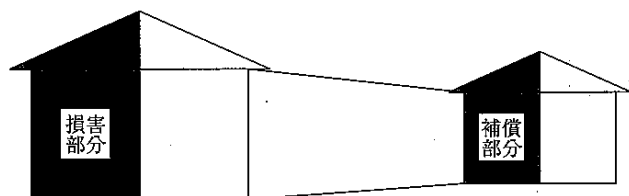
対象となる事故	お支払いする火災等共済金の額
①火災	共済価額(限度額)の70%以上の契約 火災等共済金の額=損害の額 (ただし共済金額を限度)
②破裂又は爆発	
③航空機の墜落	
④自動車の飛び込み	共済価額(限度額)の70%未満の契約 火災等共済金の額 = 共済金額 × $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$ (ただし共済金額を限度)
⑤水漏れ	
⑥落雷	
⑦盗難	

共済価額の70%以上の契約の場合に支払われる火災等共済金

火災等共済金の額 = 損害の額

<例1>

2,000万円の建物に対し、共済金額(契約金額)1,400万円で契約された場合に半焼(損害額1,000万円)したとき



共済価額	2,000万円	共済金額	1,400万円
焼損割合	50%	焼損割合	50%
損害額	1,000万円	支払額	700万円

とは算出せずに



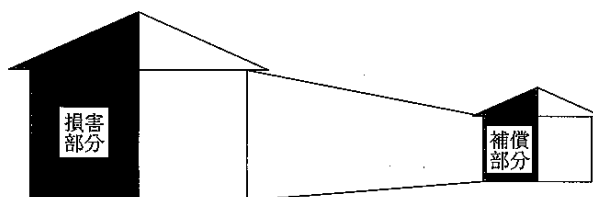
お支払する共済金 = 1,000万円

共済価額の70%未満の契約の場合に支払われる火災等共済金

火災等共済金の額 = 共済金額 × $\frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額} \times 70\%}$

<例2>

2,000万円の建物に対し、共済金額(契約金額)1,000万円で契約された場合に半焼(損害額1,000万円)したとき



共済価額	2,000万円	共済金額	1,000万円
焼損割合	50%	焼損割合	50%
損害額	1,000万円	支払額	500万円

とは算出せずに



お支払する共済金 = 1,000万円 × $\frac{1,000万円}{2,000万円 \times 70\%}$
= 約714万円

(2) 費用共済金

上記火災等共済金とは別に、以下の費用共済金を支払います。

費用共済金の種類	費用共済金が支払われる場合	費用共済金の限度額
臨時費用	①～⑦の事故で上記火災等共済金が支払われる場合	1共済事故あたり100万円又は火災等共済金の額の10%のいずれか少ない額
残存物取片づけ費用	①～⑦の事故で上記火災等共済金が支払われる場合	1共済事故あたり100万円又は火災等共済金の額の6%のいずれか少ない額
失火見舞費用	①、②の事故で他人の所有物に損害を与え、見舞金等を自己の費用で支払った場合	1世帯あたり20万円を限度とし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額
修理費用	①、②、⑤の事故で借家、借間に居住する契約者が建物に損害を与え、賃貸借契約に基づき修理した場合	1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額
漏水見舞費用	⑤の事故で他人の所有物に損害を与え、見舞金等を自己の費用で支払った場合	1世帯あたり20万円を限度とし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額



12. 共済金をお支払いできない主な損害

- ①共済契約者の故意又は重大なる過失により生じた損害
 - ②共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害
 - ③戦争その他の変乱によって生じた損害
 - ④地震又は噴火若しくはこれらによる津波によって生じた損害
- ※詳しくは、15ページ規約第35条をご参照下さい。

13. 他の契約がある場合

共済の目的（建物・動産）について、火災等を事故とする法律に基づく他の契約（火災保険・火災共済等）がある場合は、それぞれの契約金額の合計が共済の目的の価額（同程度のものを再築、再取得できる額）を超えないようにご注意ください。

なお、それぞれの契約金額の合計が共済の目的の価額を超える場合は、お支払いする共済金の額が調整されることがあります。

※詳しくは、14ページ規約第34条をご参照下さい。

14. 第三者の行為による損害

共済の目的（建物・動産）について、火災、自動車の飛び込み、漏水等によって生じた損害が第三者の行為による場合で、加害者から損害賠償を受けたときは、お支払いすべき共済金の額から賠償額を差し引いてお支払いします。

※詳しくは、16ページ規約第42条をご参照下さい。

15. 事故が起きたときの手続き

（1）事故の通知

火災事故等が発生したら、すみやかに組合までご連絡下さい。

※詳しくは、裏面をご覧ください。

（2）共済金の請求に必要な書類

- ①共済金支払請求書
- ②火災共済契約証
- ③関係官署のり災証明書
- ④火災等状況報告書及び損害見積書
- ⑤その他の必要書類

16. 共済金をお支払いした後のご契約

共済金をお支払いしたときは、共済金額（契約金額）からお支払いした共済金の額を差し引いた残額が、共済期間満了までの期間にかかる共済金額となります。なお、共済金の支払いが共済金額の80%を超えたときは、契約は消滅します。

17. 時効

共済金及び共済掛金払い戻し金の支払いを請求する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅します。

18. 自然災害見舞金

共済契約者が、共済期間中に自然災害（地震及び風水害）により損害を受けた場合、被災日から3ヶ月以内に組合に申請書が提出されたときに見舞金を支給するものです。

※見舞金の支給基準

地震・風水害等の自然災害は「震災及び風水害等見舞金に関する規則」の定めによりお見舞金をお支払いします。

震災見舞金

区 分	見舞金支給額
全 損	共済金額× 5%（1災害について100万円限度）
半 損	共済金額× 2.5%（1災害について 25万円限度）

風水害等見舞金

区 分	見舞金支給額
全 損	共済金額× 5%（1災害について100万円限度）
半 損	共済金額× 2.5%（1災害について 25万円限度）
一 部 損	共済金額× 1%（1災害について 5万円限度）
床上浸水	共済金額× 1%（1災害について 5万円限度）



火災共済事業規約

第1章 総則

(通則)

第1条 名古屋市民火災共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第3条第1号に掲げる事業を実施するものとします。

(事業)

第2条 この組合の行う火災共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する事業とします。

(1) 火災、破裂又は爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水漏れ、落雷及び盗難（以下「火災等」といいます。）による損害

(2) 前号の損害により生じた見舞金等の費用支出

2 この組合は、前項に付帯する事業として、共済の目的について、共済期間中に発生した火災等によって生じた損害に対して、当該共済の目的と同程度の構造、質、用途、規模、型及び能力のものを再取得するために要する額（以下「再取得価額」といいます。）を共済金として支払うことを約する事業（以下この事業に係る契約を「再取得価額特約」といいます。）を行います。

3 前項の再取得価額特約は、共済の目的について、共済契約申込み当時の時価に相当する額（以下「時価額」といいます。）が再取得価額の50パーセントに相当する額以上で、かつ、共済金額が再取得価額の70パーセントに相当する額以上の場合に付帯されます。

(火災等の損害の定義)

第3条 前条第1項第1号の火災等の損害の定義については、次のとおりとします。

(1) 火災による損害とは、人の意図に反して、若しくは放火により発生し、又は拡大し、消火の必要のある燃焼現象に伴うものであって、これを消火するために、消火設備又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする状態による損害をいいます。

(2) 破裂又は爆発による損害とは、気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発による損害をいいます。

(3) 航空機の墜落による損害とは、航空機の墜落及び部品等の落下物による損害をいいます。

(4) 自動車の飛び込みによる損害とは、車両（道路交通法第2条第1項第8号に定める車両をいいます。）又はその積載物の衝突又は接触による損害をいいます。

ただし、共済契約者又はその者と生計を共にする親族（以下「共済契約関係者」といいます。）が所有若しくは運転する車両又はその積載物の衝突若しくは接触によるものは除きます。

(5) 水漏れによる損害とは、次のものをいいます。ただし、自然現象に伴うものは除きます。

ア 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水濡れ損害

イ 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水濡れ損害

ただし、給排水設備に存在する欠陥又は腐食、さび、かび、虫害その他の自然の消耗等に起因する損害を除きます。

(6) 落雷による損害とは、衝撃損害及び送電線への落雷による電気機器への波及損害をいいます。

(7) 盗難による損害とは、強盗又は窃盗に伴う損又は汚損をいいます。

2 火災による損害には、消防又は避難に必要な処置を含み、燃焼機器及び電気機器等の加熱等により生じた当該機器のみの損害を除きます。

(契約内容の提示)

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、第2章から第5章までに規定する事項のうち共済契約の内容となるべき重要な事項を、あらかじめ正確に提示するものとします。

(再共済)

第5条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会（以下「全共連」といいます。）の再共済に付することができます。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、「火災共済の再共済の授受に関する基本契約書」により行うものとします。

第2章 共済契約

第1節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第6条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとします。

(被共済者の範囲)

第7条 この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り締結するものとします。

(共済の目的の範囲)

第8条 共済契約は、金銭に見積ることができる物でなければ、その目的とすることはできません。

(共済の目的 建物)

第9条 共済の目的とすることができる建物は、共済契約関係者が所有し居住する建物、又は所有して居住用に貸す建物とします。ただし、火災共済事業実施規則（以下「実施規則」といいます。）で定めるものを除きます。

2 次の各号に掲げる物は、共済の目的に含まれるものとします。

- (1) 畳、建具、その他建物の従物
- (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備
- (3) 建物に付属する門、塀、垣その他付属工作物
- (4) 建物に付属する物置、納屋その他付属建物

(共済の目的 動産)

第10条 共済の目的とすることができる動産は、共済契約関係者が所有する動産で、居住する建物内に収容されている動産とします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定するものは、共済の目的に含まれないものとします。

- (1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- (2) 貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品である書画、彫刻物その他の物
- (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、模型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (4) 自動車（原動機付自転車を含みます。）、農業機械
- (5) 家畜、家禽、農林水産物、その他これらに準ずる物
- (6) 前条第1項ただし書きにより、実施規則に定める建物内に収容されている動産

(共済契約の締結の単位)

第11条 共済契約は、共済の目的である建物ごと、又は同一の建物内に収容されている共済の目的である動産ごとに締結するものとします。

2 前項の場合において、共済契約者は、1人に限るものとします。

3 前項の規定にかかわらず、2人以上の者が同一の世帯に属する場合において、そのうち2人以上の者が共済契約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の共済金額の合計額が次条第2項から第5項までに規定する額を超えない範囲において、それぞれ共済契約者となることができます。



(共済金額)

- 第12条 共済契約1口についての共済金額は10万円とします。
- 2 共済金額の最高限度は、共済の目的の時価額とします。ただし、共済の目的ごとの最高限度は、それぞれ次の各号の金額とします。
- (1) 共済の目的が建物のとき 3,000万円
 - (2) 共済の目的が動産のとき 1,000万円
- 3 前項の規定にかかわらず、再取得価額特約が付帯される共済金額の最高限度は、共済の目的となる物の再取得価額とします。ただし、この場合においても同項ただし書きの金額を限度とします。
- 4 前項の再取得価額は、実施規則の定めるところにより算定及び制限することができます。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施規則の定めるところにより、共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の構造、用途及び立地条件等に応じ、共済金額の最高限度を制限することができます。

(共済金の種類)

- 第13条 共済契約によりこの組合が支払う共済金の種類は、火災等共済金及び費用共済金とします。
- 2 前項に規定する費用共済金は、次の各号のとおりとします。
- (1) 臨時費用共済金
 - (2) 残存物取片づけ費用共済金
 - (3) 失火見舞費用共済金
 - (4) 修理費用共済金
 - (5) 漏水見舞費用共済金

(共済掛金額)

- 第14条 共済契約1口(年額)についての共済掛金額は、次のとおりとし、その算定は、別表第1「火災共済掛金額算出方法書」に定める方法によるものとする。

建物の構造	用途	共済掛金額
耐火構造	専用住宅	40円
	共同住宅	40円
	併用住宅	150円
木造	専用住宅	80円
	共同住宅	150円
	併用住宅	200円

- 2 併用住宅のうち、実施規則で定める条件を満たすものについては、専用住宅契約ができるものとする。

(共済期間)

- 第15条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とします。ただし、この組合が特に必要と認めた場合は、実施規則の定めるところにより1年に満たない共済契約を締結することができます。

第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の申込み)

- 第16条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額を添え、この組合に提出しなければなりません。
- 2 この組合は、前項の申込みがあったときは、提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その可否を共済契約申込者に通知します。
- 3 この組合は、前項の承諾を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的であるべき物についてその構造、用途及び周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができます。
- 4 この組合は、共済期間の満了する共済契約の更新に際して、実施規則で定める共済契約の更新に関して不適当と認める基準に該当するときは、更新しません。

- 5 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第1項の共済掛金に相当する金額を共済契約申込者に払い戻します。

(共済契約の成立)

- 第17条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、その日の翌日の正午から効力を生じるものとします。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、更新する前の共済期間の満了のときから効力を生じるものとします。
- 2 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に「共済事業加入受理の通知書」(以下「受理通知書」といいます。)を共済契約者に交付するものとします。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了した共済契約を継続するものであるときは、共済契約証書をもって受理通知書に代えることができます。

(共済契約の更新)

- 第18条 共済契約者が、共済期間の満了の日の30日前までに契約を更新しない意思、又は既契約と異なる口数の契約を結ぶ意思をこの組合に通知しないときは、共済契約は従前と同じ口数で更新し継続するものとします。

(共済掛金の払込み)

- 第19条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。

(共済契約者の通知義務等)

- 第20条 共済契約者は、次の各号の事実が発生した場合において、当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときはあらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは当該事実の発生を知った後に遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知するものとします。
- (1) 共済の目的につき、火災等を事故とする法律に基づく他の契約を締結すること。
 - (2) 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、若しくは増築すること。ただし、その構造の変更又は改築若しくは増築が軽微である場合は、この限りではありません。
 - (3) 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物を30日以上空家又は無人とすること。
 - (4) 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるために、5日間の範囲内で移転する場合は、この限りではありません。
 - (5) 共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物を解体すること。
 - (6) 共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合、又は当該事実がなくなった場合は、この限りではありません。
 - (7) 共済の目的が第9条又は第10条第1項の規定の範囲外となること。
 - (8) 前各号のほか、共済の目的につき火災等の事故の発生するおそれが著しく増大すること。
- 2 前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承諾したときは、共済契約証書に裏書きするものとします。
- 3 共済契約者は、この組合が第1項の事実の発生に関する調査のために行う共済の目的の検査を、正当な理由がないのに拒み又は妨げてはなりません。

第3節 共済契約の無効、解約、解除及び消滅

(共済契約の無効)

- 第21条 共済契約は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。
- (1) 共済契約者が、他人のために共済契約を締結したとき。
 - (2) 共済契約者が共済契約の当時、共済の目的につきすでに火災等による損害が生じ、又は火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。
 - (3) 共済金額が第12条第2項から第5項までに規定する最高限度額を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約



- 2 この組合は、前項の場合において、共済契約者が善意であり、かつ、重大な過失がないときは、共済掛金の全部又は一部を共済契約者に返還します。なお、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、その直前の共済契約が前項各号の規定のいずれかに該当するときは、その直前の共済契約の共済掛金を含みます。

(共済契約の解約)

- 第22条 共済契約者は、いつでも共済契約を解約することができます。ただし、共済金請求権に質権が設定されている場合において、この解約権は、質権者の同意を得た後でなければ行使できません。
- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載するものとします。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日の翌日から生じます。

(共済契約の解除)

- 第23条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができます。
- (1) 共済契約者が、共済契約締結の当時、故意又は重大な過失により共済契約申込書記載事項のうち、この組合の危険の測定に関係のある重要な事実を告げず、又は当該事項について不実のことを告げたとき。ただし、この組合がその事実を知っていた場合、又は過失により知らなかった場合は、この限りではありません。
- (2) 第20条第1項に掲げる事実がある場合。ただし、この組合が同条第2項により裏書きした場合は、この限りではありません。
- (3) 共済契約者が、正当な理由がないのに、第20条第3項の規定による検査を拒み、又は妨げた場合。
- (4) 第35条第1項第1号及び第2号の規定により、この組合が共済金を支払わないとき、又は第36条の規定によりこの組合が共済金を支払う義務を免れた場合。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生の後にされたときであっても、この組合は共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、その共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者が証明したときは、この限りではありません。
- 3 この組合は、共済契約につき共済契約者に詐欺の行為があった場合には、当該共済契約を解除することができます。
- 4 第1項の規定による解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから30日間行使しなかったとき、又は共済契約の成立後2年を経過したときは、消滅します。
- 5 第1項及び第3項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行います。

(共済契約解約及び解除の場合の共済掛金の払い戻し)

- 第24条 この組合は、第22条第1項の共済契約の解約及び第23条第1項の規定による共済契約の解除（次項に該当する場合を除きます。）については、共済契約の解約又は解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の24分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。
- 2 この組合は、共済契約者が、この組合とすでに締結している共済契約の共済の目的につき、その共済金額を超える金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結し、これとともに、すでにその締結している共済契約を解約したときは、当該共済契約の未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。

(共済契約の消滅)

- 第25条 共済の目的につき、次の各号の事実が発生した場合には、当該事実の発生したときをもって、共済契約は消滅します。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは、共済契約者は遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければなりません。
- (1) 火災等以外の原因による滅失
- (2) 第35条第1項及び第2項の事故による滅失

- (3) 解体
- (4) 譲渡（法令に基づく収用又は買収による所有権の移転を含みます。）
- (5) 第43条に規定する残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満となったこと
- 2 この組合は、前項第3号又は第4号に掲げる事実（次項第2号の場合を除きます。）が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の24分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。
- 3 この組合は、次に掲げる場合には、共済契約の消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。
- (1) 第1項第1号又は第2号に掲げる事故（第35条第1項第1号及び第2号の事故による場合を除きます。）が発生したため、共済契約が消滅したとき。
- (2) 法令又は法令に基づく処分により第1項第3号又は第4号に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅したとき。

(共済掛金の払い戻し方法)

- 第26条 第21条第2項、第24条並びに前条第2項及び第3項の規定による共済掛金の払い戻し金は、共済契約証書と引換えにこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払います。

第3章 共済金及び共済金の支払い

第1節 共済金

(火災等共済金)

- 第27条 この組合は、共済の目的につき共済期間中に火災等によって損害が生じた場合に火災等共済金を支払います。
- 2 前項の規定により支払う火災等共済金の額は、当該共済契約の共済金額を限度として、次の各号に定めるところによるものとします。この場合における損害の額及び共済の目的の価額（以下「共済価額」といいます。）は、その損害が生じた場所及び時における時価に相当する額によるものとします。
- (1) 共済金額が共済価額の70パーセントに相当する額以上のときは、損害の額を共済金の額とします。
- (2) 共済金額が共済価額の70パーセントに相当する額未満のときは、次の算式により算出された額を共済金の額とします。

$$\text{火災等共済金の額} = \frac{\text{共済金額} \times \text{損害の額}}{\text{共済価額} \times 0.7}$$

- 3 前項の規定にかかわらず、再取得価額特約が付帯された共済契約の損害の額及び共済価額は、その損害が生じた場所及び時における再取得価額に相当する額によるものとします。
- 4 前項の再取得価額は、実施規則の定めるところにより算出される額とします。
- 5 共済契約者が故意又は重大な過失によって第40条の規定による損害の防止の義務を怠ったときは、共済の目的につき火災等によって生じた損害の額から、その防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を第2項又は第3項の損害の額とみなします。

(臨時費用共済金)

- 第28条 この組合は、前条の火災等共済金が支払われる場合に火災等に伴う生活上の臨時の支出に充てるために要する費用として、臨時費用共済金を支払います。
- 2 前項の規定により支払う臨時費用共済金の額は、1共済事故あたり100万円又は火災等共済金の額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

(残存物取片づけ費用共済金)

- 第29条 この組合は、第27条の火災等共済金が支払われる場合に、損害を受けた共済の目的の残存物の取片づけに要する費用として、残存物取片づけ費用共済金を支払います。



2 前項の規定により支払う残存物取片づけ費用共済金の額は、1共済事故あたり100万円又は火災等共済金の額の6パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

(失火見舞費用共済金)

第30条 この組合は、共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した火災、破裂及び爆発により第三者の所有する建物又は動産に損害を与え、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、失火見舞費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う失火見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、第三者1世帯あたり20万円を限度とし、かつ、1共済事故につき50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

(修理費用共済金)

第31条 この組合は、共済契約者が借家、借間に居住し、共済契約者又は同居の親族の責に帰すべき事由の火災、破裂、爆発及び水漏れにより建物に損害を与え、かつ、共済契約関係者が現実に自己の費用でその損害につき賃貸借契約に基づいて修理を行ったときは、修理費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で修理を行った額とします。ただし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

(漏水見舞費用共済金)

第32条 この組合は、共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水、放水または溢水により、第三者の所有する建物又は動産に水濡れ損害を与え、かつ、それによって見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、漏水見舞費用共済金を支払います。

2 前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とします。ただし、第三者1世帯あたり20万円を限度とし、かつ、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とします。

(費用共済金の支払いの限度)

第33条 第27条に規定する火災等共済金の額と第28条から第32条までに規定する費用共済金の額との合計額が当該共済契約の共済金額を超える場合でもその超えた分を支払います。

(他の契約がある場合)

第34条 共済の目的につき当該共済契約と同時に又は時を異にして締結された火災等を事故とする法律に基づく他の契約がある場合において、それぞれ他の契約がないものとして算出した支払い責任額の合計額が損害の額を超えるときは、この組合は、次の算式により算出した額を火災等共済金として支払います。

$$\text{火災等共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{当該火災等共済金の額}}{\text{当該火災等共済金の額} + \text{他の契約の火災等共済金} + \text{(損害保険金)の額}}$$

2 前項の場合において、第28条から第32条までに定める費用共済金の額で、当該共済契約を含むすべての契約のそれぞれの費用共済金(費用保険金)の合計額が1共済事故につきこの規約に定める額を超えるときは、この組合は、次の算式により算出した額を費用共済金として支払います。

$$\text{費用共済金の額} = \frac{\text{費用共済金につき、火災等を事故とする法律に基づく他の契約があるとき、これらの額のうち最も高い額}}{\text{当該共済契約の費用共済金の額}} \times \frac{\text{当該費用共済金の額} + \text{他の契約の費用共済金} + \text{(費用保険金)の合計額}}$$

(共済金を支払わない損害)

第35条 この組合は、次に掲げる事由によって生じた損害に対して、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者の故意又は重大なる過失により生じた損害
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害(その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合はこの限りではありません。)
- (3) 火災、破裂又は爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水漏れ及び落雷に際し、共済の目的である物が紛失し、又は盗難にかかったことによつて生じた損害

2 この組合は、発生原因が直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含みます。)

- (1) 戦争その他の変乱
- (2) 地震又は噴火若しくはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じ。)
- (4) 又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)
- (5) の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくはこれらの特性に起因する事故
- (6) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

3 この組合は、共済契約者が第20条第1項に規定する手続を怠った場合には、同条に掲げる事実の発生が、その責に帰すべき理由によるときは当該事実が発生した時から、その責に帰することのできない理由によるときは、共済契約者が当該事実の発生を知った時から、この組合が同条同項に規定する通知を受領するまでの間に、共済の目的につき火災等により発生した損害については共済金を支払いません。

4 再取得価額特約が付帯された契約の共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、当該共済の目的に代わるべき建物及び動産を再取得しないときは、この組合は、当該特約に基づく共済金の部分については支払わないものとし、すでに支払っているときは、その返還を請求します。ただし、共済契約者が正当な理由に基づきこの組合の承認を受けた場合はこの限りではありません。

(共済金の支払義務を免れる場合)

第36条 この組合は、次の場合には、共済金を支払う義務を免れます。

- (1) 共済契約者が第38条第1項の書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したとき。
- (2) 共済契約者が正当な理由がないのに第41条の規定による検査等の行為を妨害したとき。

第2節 共済金の請求及び支払い

(事故発生時の通知)

第37条 共済契約者は、共済の目的について火災等による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく事故発生時の状況をこの組合に通知するものとします。

2 前項の通知を正当な理由がなく怠った場合において、損害額の認定ができない場合は、この組合は共済金を支払わないことができます。

(共済金の支払請求)

第38条 共済契約者は、共済の目的につき火災等によって損害が生じ、この組合に共済金を請求するときは、共済金支払請求書に共済契約証書及び次に掲げる書類を添え、提出しなければなりません。

- (1) 関係官署の罹災証明書
- (2) 火災等状況報告書及び損害見積書
- (3) その他の必要書類

2 前項の規定にかかわらずこの組合は、前項の書類の一部の提出を省略することができます。

(共済金の支払い及び支払い場所)

第39条 この組合は、前条の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日から30日以内にこの組合の指定した場所で、共済金を共済契約者に支払います。ただし、調査のため特に日時を要する場合で、かつ、その旨をこの組合が共済契約者に通知したときは除きます。



(損害防止の義務)

第40条 共済契約者は、共済の目的につき火災等が生じたとき又は火災等の原因が発生したときは、損害の防止及び軽減に努めなければなりません。

(被害物の検査等)

第41条 この組合は、共済金の支払いに際し、調査のため必要がある場合には、損害を被った物を検査し、類別し、又は一時他に移転することができます。

(第三者の行為による損害)

第42条 この組合は、共済の目的につき火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約関係者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れます。

2 この組合は、前項の共済の目的につき、第三者の行為により生じた火災等による損害が生じた場合において、その損害について共済金を支払ったときは、その限度で、かつ、共済契約関係者の権利を害さない範囲で当該第三者に対して有する権利を取得するものとします。

3 この組合は、前項の損害について、共済金を支払った後に共済契約関係者が第三者からてん補を受けたときは、そのてん補を受けた額又は支払った共済金の額のうちいずれか少ない額の返還を共済契約関係者に対して請求することができます。

(残存共済金額)

第43条 共済の目的につき火災等によって損害が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、当該共済金額からその支払った額を差し引いた残額をその損害が生じた時以降の共済期間に係る共済金額とします。

第4章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第44条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。

2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければなりません。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。

4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑 則

(公共団体の補償)

第45条 この組合は、次に掲げる場合には、あらかじめ定められた金額を限度として公共団体より補償を受け、共済金を支払うことができます。

(1) 第27条に掲げた共済事故が著しく広範囲に発生し、異常危険準備金その他の積立金をもってしても、所定の共済金の支払い及び残余の共済責任を果たすことができないと認めたとき。

(2) 決算において損失金を生じ異常危険準備金その他の積立金をもってしてもその損失をてん補し難いと認めたとき。

(借入金)

第46条 前条によってもなお共済責任を果たすことができず、又は損失のてん補ができないと認めたときは、あらかじめ総代会において議決された金額を限度として借入金をもって共済金を支払い又は損失をてん補することができます。

(支払備金及び責任準備金)

第47条 この組合は、消費生活協同組合共済事業財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号)の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積み立てます。

2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「火災共済責任準備金額算出方法書」において定める方法により算出した額とします。

3 異常危険準備金は、当該事業年度において支払い、又は支払うべきことの確定した共済金の総額が、当該事業年度において収入し、又は収入すべきことの確定した共済掛金の総額の2分の1を超えた場合において、その超えた額に相当する金額まで取り崩すことができます。

(業務委託)

第48条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、実施規則で定める機関に次の業務の全部又は一部を委託することができます。

- (1) 共済契約に関すること。
- (2) 共済事故の調査及び共済金の支払いに関すること。
- (3) 共済の広報及び募集に関すること。
- (4) 組合員に対する防火思想の普及等に関すること。

(事業の休止または廃止)

第49条 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合には、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ共済契約者の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を受けるものとします。

2 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合において、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、前項の共済契約者の同意が得られないときは、愛知県知事の承認を受けて、当該共済契約を解除することができます。

(事業の休止又は廃止の場合の共済掛金の払い戻し)

第50条 この組合が、前条第2項の規定により共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払い戻します。

2 第26条の規定は、前項の規定による共済掛金の払い戻し金について準用します。

(時効)

第51条 共済金及び共済掛金払い戻し金の支払いを請求する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅します。

(質入等の制限)

第52条 共済金の支払いを請求する権利は、この組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができません。

(共済契約による権利義務の承継)

第53条 共済契約者が死亡した場合は、相続人が共済契約による権利義務を承継するものとします。

(規約の変更)

第54条 この組合は、愛知県知事の認可を得てこの規約を変更することがあります。この場合は、共済掛金の変更を除き、当該変更日以後については変更前の規約に基づく契約であっても、変更後の規約を適用するものとします。

(細 則)

第55条 この規約に定めるもののほか、この事業の実施のための手続、その他事業の執行について必要な事項は、実施規則で定めます。

附 則

この改正規定は、平成16年10月1日から施行します。

ただし、第5条第2項、第12条第2項及び第14条第1項の改正規定は、この規約施行の日以後に締結する火災共済契約に適用するものとし、この規約施行の日前においてすでに締結された火災共済契約については、なお従前の例によります。

※別紙第1と別紙第2は省略します。



火災共済事業実施規則

(趣 旨)

第1条 名古屋市民火災共済生活共同組合（以下「組合」といいます。）は、火災共済事業規約（以下「規約」といいます。）第5条に基づき、この規則を定めるものとします。

2 この組合の火災共済事業の実施については、定款及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとします。

(生計を共にする親族の定義)

第2条 規約第3条第1項第4号に規定する生計を共にする親族とは、日常生活において各人の収入、支出の全部又は一部を共同して計算する者をいいます。

(共済契約締結の単位)

第3条 同一敷地内に共済契約者の所有する建物が2戸以上あり、それぞれの建物が規約第9条第1項に規定する建物である場合の契約については、建物ごとに個別に締結するものとします。

2 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、共済の目的ごとの共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物又は動産について一括して共済契約が締結されているとみなします。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限るものとします。

3 共同住宅として貸す建物で、これを所有する家主が、共済契約者となる場合の契約の単位は、建物の棟毎とします。

(共済の目的の制限及び特例)

第4条 規約第9条第1項ただし書きに規定する共済の目的とすることができないものは、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 空家又は建築中の建物
- (2) 非合法又は防火上きわめて危険と認められる建物
- 2 規約第20条第1項第3号に規定する事実が発生した場合で、共済契約者がこの組合にその事実を通知し、その理由が次の各号のいずれかに該当するときは、引き続き共済契約を締結することができます。ただし、共済の目的が動産の場合には、当該建物内に動産の存在が確認できる場合に限り、(1) 転勤、出張又は入院等により、空家又は無人となった建物で再入居を前提としたもの
- (2) 貸家等で入居者の移転により、一時空家又は無人となった建物で入居を前提としたもの
- (3) その他この組合が特に認めるもの

(共済金額の最高限度、再取得価額)

第5条 規約第12条第4項及び第5項に規定する建物の構造、用途又は立地条件等に応じた共済契約の共済契約口数及び共済金額の最高限度の制限は、次のとおりとします。

- (1) 共済の目的たる建物又は動産を収容する建物の構造、用途、延べ面積によるもの

建物の構造及び用途	延 べ 面 積	最 高 限 度					
		建 物		動 産		合 計	
		口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
耐火構造の	132㎡(40坪)以上	300	3,000	100	1,000	400	4,000
	116㎡(35坪)以上						
	132㎡(40坪)未満	280	2,800	100	1,000	380	3,800
	99㎡(30坪)以上						
共同住宅	116㎡(35坪)未満	250	2,500	100	1,000	350	3,500
	83㎡(25坪)以上						
	99㎡(30坪)未満	200	2,000	100	1,000	300	3,000
	66㎡(20坪)以上						
併用住宅	83㎡(25坪)未満	160	1,600	100	1,000	260	2,600
	50㎡(15坪)以上						
	66㎡(20坪)未満	120	1,200	100	1,000	220	2,200
	33㎡(10坪)以上						
木造の	50㎡(15坪)未満	80	800	100	1,000	180	1,800
	33㎡(10坪)未満	70	700	100	1,000	170	1,700

木造の共同住宅	83㎡(25坪)以上	150	1,500	50	500	200	2,000
	66㎡(20坪)以上						
	83㎡(25坪)未満	120	1,200	50	500	170	1,700
	66㎡(20坪)未満	100	1,000	50	500	150	1,500

(2) 共済の目的が動産である場合において、動産1個又は1組の火災等共済金の最高限度は100万円

(3) 前2号のほか環境、立地条件等により理事長が共済契約の共済契約口数及び共済金額の制限を必要と認めたもの

2 規約第27条第4項に規定する再取得価額は、前項に規定する共済の目的である建物又は共済の目的である動産を収容する建物の延べ面積毎に定める共済金額の最高限度とします。

(建物の構造の定義・用途区分)

第6条 規約第14条に規定する共済の目的である建物の構造の定義は、次のとおりとします。

- (1) 耐火構造
 - ア 建物の主要構造物のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの
 - イ 外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

(2) 木造
前号以外の建物

2 規約第14条第1項に規定する共済の目的である建物の用途区分は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 専用住宅…もっぱら居住の目的で使用する建物
- (2) 併用住宅…主として居住を目的とするほか、店舗（事務所、旅館、飲食店等を含む。）又は作業場として使用する建物
- (3) 共同住宅…1棟の建物内に複数の世帯がもっぱら居住を目的として区分毎に使用する建物

3 規約第14条第2項に規定する併用住宅のうちで、専用住宅契約ができる条件は、業務用火気を使用しない店舗又は作業場で、その占める面積が延べ面積の50%未満であるものとします。この場合において、共済の目的とする動産のうち、商品、原材料、什器、業務用機械器具及びこれらに属するものは除きます。

